

安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

令和 6 年 2 月 22 日

安芸高田市長 石丸 伸二

安芸高田市公の施設の指定管理者の指定について

安芸高田市公の施設の管理運営を次のように指定管理者に行わせることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

1 安芸高田市美土里町神楽門前湯治村設置及び管理条例(平成 16 年条例第 122 号) 関係

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	所在地	
安芸高田市美土里町神楽門前湯治村	株式会社神楽門前湯治村 代表取締役社長 米村 公男	安芸高田市美土里町本郷 14627 番地	令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 7 年 3 月 31 日 まで

2 安芸高田市道の駅「北の関宿安芸高田」設置及び管理条例（平成 16 年条例第 131 号）関係

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	所在地	
安芸高田市道の駅「北の関宿安芸高田」	株式会社神楽門前湯治村 代表取締役社長 米村 公男	安芸高田市美土里町本郷 14627 番地	令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 7 年 3 月 31 日 まで

3 安芸高田市たかみや湯の森設置及び管理条例（平成 16 年条例第 123 号）関係

施設の名称	指定管理者		指定の期間
	名称	所在地	
安芸高田市たかみや湯の森	株式会社神楽門前湯 治村 代表取締役社長 米村 公男	安芸高田市美土里 町本郷 14627 番地	令和 6 年 4 月 1 日 から 令和 7 年 3 月 31 日 まで